

兵庫県最低賃金の改正について

兵庫労働局 労働基準部 賃金室

兵庫県最低賃金が、下記のとおり改正されます。

時間額 **1,001** 円

令和 **5** 年 **10** 月 **1** 日発効



最低賃金制度のマスコット

チェックマン

兵庫県最低賃金が令和5年10月1日から
時間額 1,001円(改正前は960円)に改正されます。

最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての
労働者に適用されます。

詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室
(078-367-9154)又は最寄りの労働基準監督署にお
問い合わせください。